

宮城県発行の 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ

お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）に記載されている薬局において、調剤による薬剤の交付ができない場合、**他の薬局を追加で記載**することができます。

1 対象者 次の①②を満たす方

- ① 宮城県内にお住まいで、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ② 医薬品の供給不足により、現在指定されている薬局において調剤による薬剤の交付が困難となっている方

2 対象期間

医薬品の供給不足が解消されるまでの当面の間

3 下記の点にご留意ください

- ① 受給者証に記載される薬局を追加したい場合、お住まいの市町村に自立支援医療（精神通院）支給認定申請書を提出してください。
- ② 追加の対象は、宮城県内の指定自立支援医療機関（精神通院）薬局です。
- ③ 一度に追加指定の申請ができる薬局は1つのみです。
- ④ 受給者証に記載がない薬局において、既に調剤による薬剤の交付を受けた場合でも、令和5年1月1日以降の購入であれば本取扱いの対象となります。